

千光寺公園サインリニューアル調査設計業務プロポーザル実施要領

1 趣旨

千光寺公園の案内サインは、デザインの統一性が無く、また、紙ベースで発行する既存の千光寺公園ガイドマップや案内サイン同士の連動性がないため、来園者が現在地や目的地を確認する際に十分な機能を果たしていない。そこで、園内の案内サインを現状把握したうえで、案内サインのデザインを統一させ、また、観光ガイドマップと連動させることにより、来園者の利便性向上に繋げる。

以上を踏まえ、千光寺公園サインリニューアル調査設計業務を委託するに当たり、公募型プロポーザル方式により高度な設計能力及び豊富な経験を有する者を選定するために必要な事項を定める。

2 業務概要

(1) 業務名

千光寺公園サインリニューアル調査設計業務委託

(2) 業務内容

千光寺公園サインリニューアルの調査設計の詳細は「【別添2】千光寺公園サインリニューアル調査設計業務仕様書」を参照すること。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月31日までとする。

(4) 発注者

尾道市

(5) 委託料の上限

5,500千円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

(6) 計画範囲

千光寺公園一帯（添付図面のとおり）

3 スケジュール

内 容	日 時
実施要領等の配布、参考資料の配布	令和5年9月1日（金）から
参加表明書等に関する質問書の受付期限	令和5年9月15日（金） 午後5時まで
質問書に対する回答	令和5年9月20日（水） 午後5時までに随時回答
参加表明書等の受付期限	令和5年9月22日（金） 午後5時まで
プレゼンテーション・ヒアリング	令和5年10月初旬（予定）
選定結果の通知	令和5年10月初旬（予定）

4 応募に関する留意事項

(1) 配布する資料等の承諾

プロポーザルに参加しようとする者（以下「応募者」という。）は、参加表明書、企画提案書類等の提出をもって、本市が本業務において配布する資料等の記載内容を承諾したものとみなす。

(2) 費用負担

応募者が、本業務に係る応募に関して要した費用については、全て当該応募者の負担とするものとする。

(3) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時を使用することとする。

(4) 著作権

企画提案書類等の著作権は、応募者に帰属する。ただし、本市は、本業務の公表その他本市が必要と認める場合は、受注者の提案書の一部又は全部を無償で使用できるものとする。

(5) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は、原則として応募者が負うものとする。

(6) 提供する資料等の取扱い

本市が提供する資料等は、本業務への参加の目的にのみ使用することとし、ほかの一切の目的のために使用しないこと。

(7) 提出書類の取扱い

ア 提出された書類については、参加表明書等受領書（様式第4号）を除き返却しない。

イ 提出された参加表明書及び技術提案書の著作権は提出者に帰属するものとし、提出者に無断で利用しない。ただし、本市は、本プロポーザル手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、技術提案書等の複製、記録及び保存を行う。

ウ 最優秀者に特定された技術提案書は、本プロポーザルにおける審査、評価及び特定結果についての説明責任を果たすべき趣旨から、その内容を公開する。

(8) 追加資料

業務実績等の確認のため、追加資料の提出を求めることがある。

(9) 情報公開

応募者から提出された企画提案書等は、尾道市情報公開条例（平成12年条例第8号）の公文書として取り扱うものとする。

5 参加資格

応募者は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、尾道市建設工事等入

札参加資格者指名除外基準要綱（平成7年4月1日制定。以下「指名除外要綱」という。）の規定に基づく指名除外の措置要件に該当しない者であること。

- (3) 公募開始の日から契約締結日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 国税及び尾道市税を滞納していない者であること（尾道市への納税義務がない場合は尾道市税に関するものは除外する。）。
- (5) 尾道市暴力団排除条例（平成24年条例第13号）に規定する暴力団又は暴力団員でないこと。また、暴力団の威力の利用や暴力団に利益を供与する等の当該条例に違反する行為がないこと。

6 応募者の制限

次に該当する者は、参加資格を満たしている者であっても、本プロポーザルに応募できない。

- (1) 委員会の委員及びその親族
- (2) 委員会の委員及びその家族が主宰、役員又は顧問をしている営利組織に属している者
- (3) 委員会の委員が属する企業又はその企業と資本面若しくは人事面において関連がある者（「資本面において関連がある者」とは、当該企業の発行済株式総数の100分の50を超える出資をしている者をいい、「人事面において関連がある者」とは、当該企業の代表権を有する役員を兼ねている者をいう。）
- (4) 委員会の委員が大学に所属する場合において、その委員の研究室に現に属している者

7 参加手続等

- (1) プロポーザルに係る書類等の配布

令和5年9月1日（金）から

尾道市のホームページに掲載して配布

（URL：<https://www.city.onomichi.hiroshima.jp/soshiki/27/67029.html>）

- (2) 質問の提出

質問がある場合は、質問書（様式第6号）を作成し、次のとおり提出すること。

ア 受付期間

(ア) 令和5年9月1日（金）から同月15日（金）午後5時まで

(イ) 持参による受付は、尾道市の休日を定める条例（平成元年条例第34号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出方法

事務局へ持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法により提出するものとする。

（受付期間内必着）

ウ 回答方法

受け付けた質問に対する回答は、令和5年9月20日（水）までに随時、尾道市ホームページに掲載することとし、個別の回答は行わない。

- (3) 参加表明書等の提出

ア 受付期間

- (ア) 令和5年9月1日（金）から同月22日（金）午後5時まで
- (イ) 持参による受付は、休日を除く午前9時から午後5時までとする。

イ 提出方法

事務局へ持参又は郵送（一般書留、簡易書留又は特定記録郵便に限る。）により提出するものとする。（受付期間内必着）

ウ 提出書類

様式等	提出部数
参加表明書（様式第1号）	1部
協力事務所の内容等（様式第2号）	7部
事務所の業務実績 （A4用紙1枚に3件以内で様式は不問とする。）	
技術提案書（様式第3号）	
参加表明書等受領書（様式第4号）（郵送の場合要返信用封筒）	1部
審査出席者届出書（様式第5号）	1部
本業務に係る見積書	1部

エ 特記事項

令和4～令和6年度尾道市物品調達等指名競争入札参加資格登録業者名簿に登録されている者以外の者が参加表明書を提出する場合、次の書類を各1部添付すること。

- (ア) 商業登記簿謄本（現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書）の写し
- (イ) 印鑑証明書の写し
- (ウ) 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の写し（直近1年分）
- (エ) 市税の滞納のない証明書（写しでも可）（尾道市に納税義務がない場合は添付不要）
- (オ) 消費税及び地方消費税の納税証明書（（その3）又は（その3の3））（写しでも可）

※ 各種証明書は申請日以前3か月以内に証明されたものを提出すること。

また、市税等の納付については、納付してから尾道市で入金の確認ができるまでに最大で14日程度かかることがありますので、直近で納付された税金について領収書等を持参の上申請してください。

(4) 書類提出に当たっての留意事項

ア 提出書類について、持参以外の方法による場合の不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じても、本市はこの責めを負わない。提出者においては、特定記録郵便等の利用を行うなどの対策を講じること。

イ 郵送で提出する場合は、84円切手を貼付した返信用封筒を同封すること。

ウ 提出された参加表明書及び技術提案書は、提出期限までは自由に変更することがで

きる。ただし、変更しようとする場合は、提出された書類を持ち帰り、改めて変更した書類を提出すること。

エ 提出期限を過ぎた後は、参加表明書及び技術提案書を変更することはできない。

オ 様式第4号は、受付印を押印の上、提出者に返却する。

(5) 無効となる参加表明書又は技術提案書

提出された参加表明書又は技術提案書が、次のいずれかに該当する場合は、これを無効とする。

ア 提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの

イ 記載上の留意事項に示された内容に適合しないもの

ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの

エ 記載すべき事項以外の内容が記載されているもの

オ 許容された表現方法以外の表現が用いられているもの（ヒアリングを含む。）

カ 虚偽の内容が記載されているもの

(6) 参加資格審査と結果の通知

尾道市長は、参加表明者の参加資格を審査し、その結果を「プロポーザル参加資格確認結果通知書」により通知する。なお、参加資格を有する者は、審査の対象となる。

8 選考

選考は、千光寺公園サインリニューアル設計者選定委員会（以下「委員会」という。）において行う。なお、委員会の構成は、選考当日まで公表しない。

(1) プレゼンテーション

前項第3号ウの提出書類並びにプレゼンテーション及びヒアリングの実施により、その内容を審査、採点の上、最優秀の者を最優秀者に、次点者を優秀者として特定する。

※応募者多数のときは、プレゼンテーション及びヒアリングの対象者を令和5年9月下旬に書類審査により5者程度に選定する場合がある。

※応募者が1者であっても、プレゼンテーション及びヒアリングを行う。なお、評価点は60点以上であることを選定の条件とする。

(2) 出席者

プレゼンテーション及びヒアリングへの審査出席者届出書（様式第5号）で届出をした者（3人以内）のみが出席できるものとする。

(3) プレゼンテーションに当たっての留意事項

ア 提出した技術提案書の内容及びその補足説明についてのみ行うこと。

イ 資料の追加配布（提出していない資料のプロジェクターでの投影等を含む。）は、認めない。

※ 会場には、ノートパソコン、プロジェクター及びスクリーンを用意する。

ウ 提案者及び審査者は、提案者（企業名、代表者名及び参加者名）の特定又は推察につながる内容の発言は一切行ってはならない。

エ プレゼンテーション及びヒアリングは公開により実施するが、選考参加者が他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴することは、参加者の社員その他関係者を含め一切認められない。

(4) 結果通知

審査の実施後、文書及び電子メールで通知するとともに、市ホームページにて公表する。

(5) 審査項目

選考における審査項目、審査事項及び配点は、次表のとおりとする。

審査項目	審査事項	配点
事務所の業務実績	公共事業の実績で、案内サイン整備において本件の参考となる業務実績等を3件以内（平成25年4月以降で公告日までに竣工しているもの） ・1件当たりA4用紙1枚（片面） ・写真、図表等による記述も可能 ・会社名等の提案者が特定できる事項は記載しないこと。	15点
テーマに対する技術提案	4つのテーマについての業務理解度、テーマの整理及び検討状況並びに技術提案の独創性及び実現性	
	1 サイン配置の基礎的な考え方 （現状の把握方法と解決策についての考え方）	25点
	2 誰にでもわかりやすく、景観や公園と調和した案内サインのデザイン	25点
	3 案内サインとガイドマップとの連動性	20点
	4 誰にでもわかりやすいガイドマップのデザイン	25点
価格	本業務に係る見積価格より判断	10点
合 計		120点

9 業務委託契約に関する事項

(1) 業務委託の仕様及び実施条件

ア 本業務委託の仕様については、「【別添2】千光寺公園サインリニューアル調査設計業務委託特記仕様書」による。ただし、プロポーザル時の提案内容に縛られるものでなく、本市及び契約者が協議の上で定める。

イ 設計業務における総合的な企画及び判断並びに業務遂行管理部分を再委託してはならない。

(2) 契約

本業務の委託契約は、尾道市契約規則（昭和39年規則第28号）及び業務委託契約約款によるものとする。

(3) 失格による契約の解除

本業務委託契約締結後に、契約者が次項に定める失格条項に該当していたことが明らかとなった場合には、契約の解除を行うものとする。

10 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び技術提案

書を無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。

- (1) 提出書類が、指定する様式によらないほか、次のいずれかに該当する場合
 - ア 受付期限並びに提出場所及び方法が指定と異なる場合
 - イ 記載上の留意事項に沿った書類の提出がなかった場合
 - ウ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
 - エ 許容された表現方法以外の表現が用いられている場合（プレゼンテーション及びヒアリングを含む。）
 - オ 虚偽の記載をした場合。契約締結後に判明した場合においても同様とする。
- (2) 他の参加者のプレゼンテーション及びヒアリングを傍聴した場合。参加者の社員その他関係者が傍聴した場合においても同様とする。
- (3) 委員会及び事務局関係者に、直接、間接を問わずプロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- (4) 審査の公平性に影響を与える行為があったと委員会が認めた場合

1 1 事務局

尾道市産業部観光課

〒722-8501 広島県尾道市久保一丁目15番1号

TEL 0848-38-9184 (直通) FAX 0848-37-2377

E-Mail : kanko@city.onomichi.hiroshima.jp